

① 件名
「石巻市生活困窮者等就労準備支援事業」及び「石巻市生活困窮者等家計改善支援事業」の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化及び相談に至っていない潜在的困窮者に対する包括的支援を図るため、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されており、同法では必須事業と任意事業が定められている。</p> <p>本市では、必須事業である「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」（有期）の支給を平成27年4月から実施し、任意事業については「子どもの学習・生活支援事業」を平成28年6月から実施している。</p> <p>国は、ひきこもり・ニート・長期無職者・家計管理等要支援者などが抱える複合的な課題への対応を強化するため、平成30年10月に制度を改正し、任意事業である「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」について、自治体に対し令和4年度までに「自立相談支援事業」との一体的な実施を求めている。</p> <p>相談窓口での相談件数の増加と複合的な課題への対応や、相談窓口に来所が難しい困窮者等（ひきこもり・ニート・長期無職者・家計管理要支援者等）の掘り起こしの強化が課題となっている。</p> <p>【目的】</p> <p>任意事業である「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」を実施することにより、困窮者等の経済的困窮状態からの脱却を図ることを目的とする。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕又は〔個別計画との整合性〕】</p> <p><総合計画> 第4章 安心して健やかに暮らせるまち</p> <p>第1節 お互いに支えあい生活できる仕組みを構築する</p> <p>2 生活保護制度等を適正に運用する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成27年 4月 生活困窮者自立支援法が施行</p> <p>平成30年10月 同法一部改正・施行（両事業の実施が努力義務とされ、国は令和4年度までに完全実施を目指す方針を表明）</p> <p>令和元年 6月 訪問支援を実施している市内NPO団体等に対し、両事業の実施に関するアンケート調査を実施</p> <p>7月 上記アンケートの回答内容により、両事業を早期に実施する必要性を再認識 関係部等協議</p> <p>10月 総合計画実施計画の裁定</p>
⑤ 主な内容
<p>1 就労準備支援事業</p> <p>就労の前段階として必要な生活習慣の形成、社会参加や就労意欲の向上、社会的能力や就職活動のための技法の習得等、一般就労に向けた基礎的な能力を身につけることを目的とする。</p> <p>① 日常生活自立に関する支援</p> <p>② 社会生活自立に関する支援</p> <p>③ 就労自立に関する支援</p> <p>④ 就農等訓練事業</p> <p>⑤ 福祉専門職との連携支援事業</p>

2 家計改善支援事業

家計状況を把握の上、家計問題の解決に必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計管理能力を高めることを目的とする。

- ① 家計管理に関する支援
- ② 滞納の解消（家賃、税金、公共料金など）のため、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援
- ③ 家計表やキャッシュフロー表を用いて出納管理を見直し、自ら家計管理できる力を育てる支援
- ④ 貸付のあっせん

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

- ・現在、社会問題化されている8050問題・ひきこもり・ニート等の支援が必要な要支援者が就労準備支援事業を利用し、一般就労に向けた基礎的な能力（就労の前段階として必要な生活習慣、社会参加や就労意欲、社会的能力、就職活動のための技法等）を身につけることにより、安定的な就労に就き、経済的困窮状態から脱却を図ること等が見込まれる。
- ・家計改善支援事業を通じて、自力で家計を管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整った結果として、再び困窮状態になることの予防や滞納している税・公共料金等や債務の解消、就職活動の円滑化、効果的な貸付の利用による家計改善などが期待される。

【市財政への負担】※令和2年度当初予算額

- ・就労準備支援事業：13,000千円（財源）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（2/3）
 - ・家計改善支援事業：11,000千円（財源）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（1/2）
- ※なお、家計改善支援事業の国庫補助率については、両事業が効果的かつ一体的に行われている場合には、その補助率が1/2から2/3に引き上げられる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【実施自治体の状況】（全国：平成30年4月1日現在、県内：令和元年7月1日現在）

- ・就労準備支援事業：全国：435福祉事務所設置自治体が実施（実施率48%）
県内：宮城県、仙台市、富谷市、栗原市（委託により実施）
- ・家計改善支援事業：全国：403福祉事務所設置自治体が実施（実施率45%）
県内：宮城県、気仙沼市、東松島市、岩沼市（委託により実施）、大崎市（直営）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年	3月	石巻市生活困窮者等就労準備支援事業実施要綱及び石巻市生活困窮者等家計改善支援事業実施要綱の制定（施行予定年月日：令和2年4月1日）
	5月	入札審査会・プロポーザル選定委員会の設置・公告
	6～7月	プレゼンテーションの実施・審査、委託業者の決定、契約締結
	8月	事業開始

⑨ その他